

# 中間法人法施行令案の概要

## 1 制定の趣旨

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）により中間法人法（平成13年法律第49号。以下「法」という。）が改正されることに伴い、法において新たに政令に委任されている事項を規定するものである。

## 2 内容

### (1) 会社法の規定の技術的読替え（第1条関係）

法第17条第11項（同法第75条第2項において準用する場合を含む。）により、現物抛出等があるときに選任される検査役について会社法の規定を準用する場合における技術的読替えを定める。

### (2) 電磁的方法による提供事項の提供に関する承諾の方法（第2条関係）

法第34条第4項により、同項に定める代理権を証明する書面に代え、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合の承諾の手続等を定める。

### (3) 商業登記法の規定の技術的読替え（第3条関係）

法第151条により、中間法人の登記について商業登記法の規定を準用する場合における技術的読替えを定める。

## 3 施行期日

会社法の施行の日